

○深谷市水道事業運営審議会条例

平成18年1月1日条例第224号

改正

平成22年9月30日条例第23号

平成22年12月21日条例第32号

深谷市水道事業運営審議会条例

(設置)

第1条 水道事業の合理的な管理運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4の規定に基づき、深谷市水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、水道事業に関する重要な事項について調査審議し、これらの事項について答申するものとする。

(委員)

第3条 審議会の委員は、15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 水道使用者

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会が特に必要と認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、水道に関する事務を所掌する部署において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成22年9月30日条例第23号抄)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年12月21日条例第32号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。